

改正案

現行

第十一条 削除

第十一条 飛行機及び回転翼航空機の所有権及び抵当権の得喪及び変更の登録の申請は、申請人又はその代理人が国土交通省航空局に出頭してしなければならない。但し、航空機のまつ消登録の申請については、この限りでない。

（受付番号）

（受付番号）

第十六条 国土交通大臣は、申請書の提出があつたときは、申請書に、順次に受付番号を記載しなければならない。ただし、同一の航空機に関して同時に二以上の申請書の提出があつたとき（次項の規定により同時に提出があつたものとみなされるときを含む。）は、同一の受付番号を記載するものとする。

第十六条 国土交通大臣は、申請書の提出があつたときは、申請書に、順次に受付番号を記載しなければならない。但し、同一の航空機に関して同時に二以上の申請書の提出があつたときは、同一の受付番号を記載するものとする。

2 同一の航空機に関して二以上の申請書の提出があつた場合において、その前後が明らかでないときは、これらの申請書は、同時に提出があつたものとみなす。

（本人確認）

第十七条の二 国土交通大臣は、登録の申請があつた場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、次条第一項の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代理人に対し、出頭を求め、その職員に質問をさせ、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

(申請の却下)

第十八条 国土交通大臣は、登録の申請が次に掲げる場合に該当するとき
は、登録の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が
補正することができるものである場合において、国土交通大臣が定めた
相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 (略)

二 八 (略)

2 国土交通大臣は、登録の申請を却下する場合には、理由を付した書面
で、これをしなければならない。

(登録の抹消)

第二十三条 国土交通大臣は、登録を完了した後、その登録が第十八条第
一号又は第八号に掲げる場合に該当することを発見したときは、登録権
利者、登録義務者、登録名義人及び登録上利害関係を有する第三者に対
し、一月以内の期間を定め、その期間内に異議を述べないときは、その
登録を抹消すべき旨を通知しなければならない。

2 4 (略)

5 異議を述べる者がいないとき、又は異議を却下したときは、国土交通大
臣は、第一項に規定する登録を抹消しなければならない。

(申請の却下)

第十八条 国土交通大臣は、登録の申請が左に掲げる場合に該当するとき
は、登録の申請を却下しなければならない。

一 (略)

二 第十一条の規定により当事者が出頭しなければならない場合におい
て、当事者が出頭しないとき。

三 九 (略)

2 国土交通大臣は、登録の申請を却下する場合には、理由を附した書面
で、これをしなければならない。

(登録のまつ消)

第二十三条 国土交通大臣は、登録を完了した後、その登録が第十八条第
一号又は第九号に掲げる場合に該当することを発見したときは、登録権
利者、登録義務者、登録名義人及び登録上利害関係を有する第三者に対
し、一箇月以内の期間を定め、その期間内に異議を述べないときは、そ
の登録をまつ消すべき旨を通知しなければならない。

2 4 (略)

5 異議を述べる者がいないとき、又は異議を却下したときは、国土交通大
臣は、第一項に規定する登録をまつ消しなければならない。